さいたま市特別職報酬等審議会

<第1回 資料>

開催日:平成27年10月22日(木)

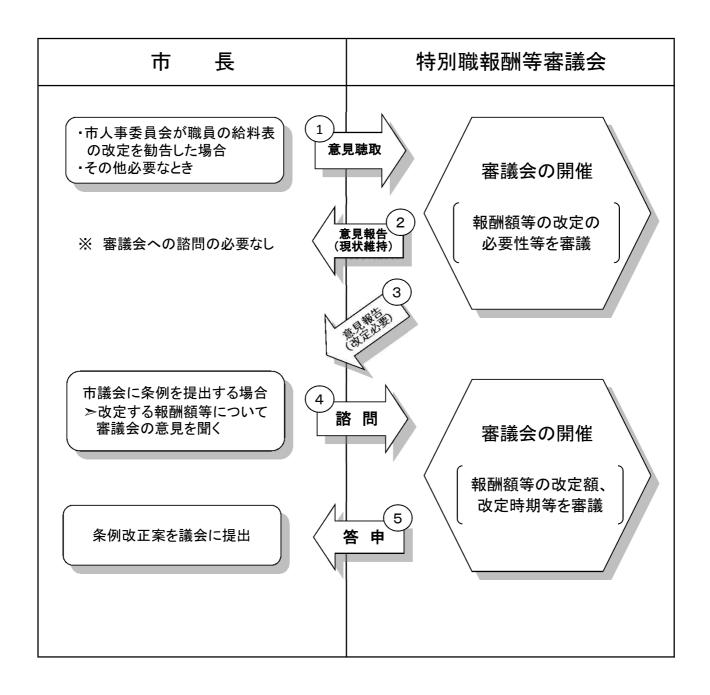
場 所:さいたま市役所本庁舎別館2階

第7委員会室

く資料目次>

1.	特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等	
	・ 特別職報酬等審議会の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	・ 特別職報酬等審議会の審議結果と特別職の報酬等の改定状況等 ・・・・・・・	2
	・ 一般職職員の給与の改定の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	政令指定都市の特別職職員の給料等	
•	・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬等(議長、副議長、議員) ・・・・・・・	1 1
•	・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	1 6
	・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数 ・・・	1 7
•	・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
3.	市議会議員の活動状況(審議日数等)	
٥.	・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(平成26年度実績)・・	2 0
	・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
		2 2
	・ さいたま市の議案等審議件数(3ヵ年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・ 平成26年議会運営状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	・ 議員の活動内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
,	・ さいたま市議会議員の所得分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
•	・ 地方議会・地方議員の在り方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
•	・ 地方議会議員の法的位置付けについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
,	・ 近隣市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数・・・・・・・	3 0
4.	消費者物価指数・財政状況	
	・ 平成26年消費者物価地域差指数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
	・ さいたま市の消費者物価指数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	・ さいたま市の財政状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
5.		
•	・ 地域手当の支給率の引上げについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
	・ 退職手当の支給割合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7

特別職報酬等審議会の流れ



特別職報酬等審議会の審議結果と特別職の報酬等の改定状況等

			特別職報酬等審議会の開催状況及	び審議結果等		特別職の	報酬等の改定状況	【参考】	一	の給与の改定状況		【参考】 国の指定職	(事務次官等)
年度			審議結果等			עס אפוי נינג די ד	松町寺の成だが		川文 4 成 4 成 兵				
	開催回数	\$	報酬額等		その他	報酬額等	その他	月例紀	合	期末・勤勉手	当 (ボーナス)	期末・勤勉手	当 (ボーナス)
		審議結果	理由	審議結果	理由			改定率(%)	累計 (%)	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
1 6	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権 能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを 答申		-	H16. 7. 1~ · 市長	-	(据置き)	0.00	(据置き)	4. 40月	(据置き)	3.30月
								△ 0.45		0.05月		0.05月	
17								(引下げ)	△ 0.45	(引上げ)	4. 45月	(引上げ)	3.35月
1 8			特別職報酬等審議会の開催	崖なし				ム 0.11	△ 0.56	(据置き)	4. 45月	(据置き)	3.35月
1 9	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給 与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答 申	_	-	H20.1.1~(5.1%引下げ) · 市長 1,243,000円 · 副市長 977,000円 · 議長 977,000円 · 副議長 873,000円	_	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4. 50月	(据置き)	3. 35月
2 0	1 🛽	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給 与の改定が据え置かれたことを考慮し、改定を見送る べきとの結論を報告		_	・議員 807,000円 —	_	(据置き)	0.00	(据置き)	4. 50月	(据置き)	3. 35月
2 1	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較する と、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定 を見送るべきとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職職員の期末手当等 の支給月数との均衡を考慮し、0.20 月分の引下げを答申	-	(期末手当の年間支給月数) H21.12.1~ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	Δ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4. 15月	△0.25月	3. 10月
2 2	2 回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度 の改定時には、一般職職員の給与改定率を累積して引 下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げを するまでには至っていないとの結論を報告	(粉木于ヨ)	国における指定職職員の期末手当等 の支給月数との均衡を考慮し、0.15 月分の引下げを答申	-	(期末手当の年間支給月数) H22.12.1~ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28	Δ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月	2. 95月
2 3	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告		-	_	_	△ 0.30 (引下げ)	Δ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2. 95月
2 4	1 回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の 状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げ をするには至っていないと判断し、据え置くことが適 当との結論を報告		_	-	_	(据置き)	Δ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
2 5	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の 状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げ を要する状況には至っていないと判断し、据え置くこ とが適当との結論を報告		_	_	_	(据置き)	Δ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
2 6	2 0	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額 を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累 積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を 要する状況には至っていないと判断し、据え置くこと	(期末手当)	国における指定職職員の期末手当等 の支給月数との均衡を考慮し、0.15 月分の引上げを答申	-	(期末手当の年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月(H27.4.1~)	0. 45	△ 0.32	0. 15	4. 10月	0. 15	3.10月
			が適当との結論を報告	51-217	//////ши//едт		· 市議会議員 3. 10月(未施行)	(引上げ)		(引上げ)		(引上げ)	
2 7								0.20 (人事委員会勧告)	△ 0.12	0.10 (人事委員会勧告)	4. 20月	0.05 (人事院勧告)	3. 15月

[※] 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

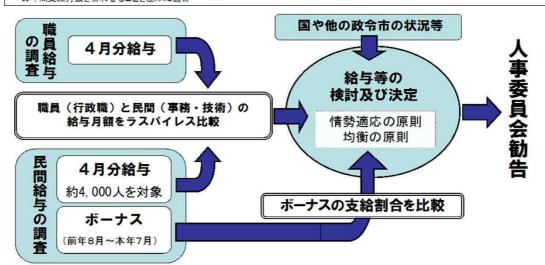
① 給与勧告の手順

(1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告

(2) ボーナスを比較

民間のポーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告



② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会 (都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

平成27年職種別民間給与実態調査 (H27.5.1~6.18に実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



市内431事業所中 116事業所

事業所ごとのボーナスの調査 (H26.8~H27.7支給分)



事務·技術 3.710人



医療·教育等 258人

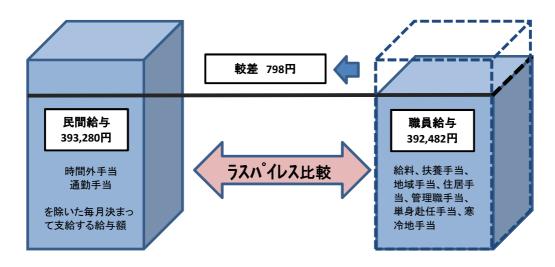
従業員ごとの4月分給与の調査 (4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

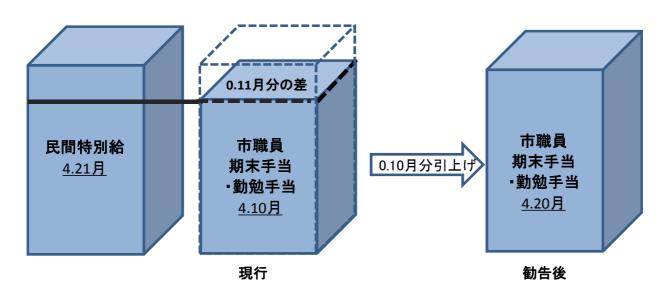
•月例給

本年の民間の給与との較差798円(0.20%)を解消するため、給料表を引上げ改定



•特別給

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を 0.11月分上回っているため、支給月数を引上げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」する。

(例) 4.18月~4.22月⇒4.20月 4.23月~4.27月⇒4.25月

4 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

平成27年給与勧告まとめ

1 給与月額の引上げ

職員の給与が民間の給与を798円(0.20%)下回っていることからこの較差を解消するため、給料表を引上げ改定 行政職給料表

- ・初任給を900円引上げ、2級の若年層も同程度の改定
- ・3級以上の級は給料表の平均改定額を基本に引上げ、各級の高位号給は平均改定額を下回る改定
- ※その他の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定。ただし、医療職給料表(1)は、人事院勧告の 内容に準じて改定

2 諸手当

- (1)初任給調整手当
- ・人事院勧告の内容に準じて改定
- (2)期末手当・勤勉手当
- ・民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ改定(4.10月分→4.20月分)
- ・引上げ分の配分等は人事院勧告に準じて改定

3 実施時期

平成27年4月1日から実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、平成27年12月期の支給に関する改定は条例の公布日、平成28年6月期以降の支給に関する改定は平成28年4月1日から実施

2 給与勧告の実施状況(行政職給料表)

さいたま市職員の給与勧告は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、給与月額 又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、7年ぶり のプラス改定となった昨年に続き、2年連続のプラス改定となりました。

	給与力	利 額		当·勤勉手当 引数(較差月数)	平均年間給与額の 増減
平成15年	△4,898円	(Δ1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	<u> </u>
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(Δ0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	_
平成21年	△791円	(Δ0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(Δ0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	_
平成25年	据置き△87円	(\(\Delta 0.02\%\)	据置き	(0.01月)	=
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円

⁽注) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

★ 平成27年は改定を勧告されたため職員団体との交渉を経て 改定を行う

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

-/-

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

<市長>

(単位:円)

区分	改 定	前	現	行	Ī			年間	支給額		(平位.11)
	給料月額	適用日	給料月額	改定率	適用日	給料	地域手当	地域手当 率	期末手当	期末手当 支給月数	合計
札幌市	1,140,000	S63.10.1	1,280,000	12.3%	H4.12.1	15,360,000	460,800	3%	5,896,448	3.10	21,717,248
仙台市	1,330,000	H8.10.1	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	15,720,000	943,200	6%	5,881,769	2.95	22,544,969
新 潟 市	1,169,000	H16.4.1	1,163,000	-0.5%	H18.4.1	13,956,000	0	0%	4,326,360	3.10	18,282,360
千 葉 市	1,190,000	H18.7.1	1,300,000	9.2%	H27.7.1	15,600,000	0	0%	6,396,000	4.10	21,996,000
川崎市	1,330,000	H9.1.1	1,250,000	-6.0%	H19.4.1	15,000,000	1,800,000	12%	6,176,750	3.10	22,976,750
横浜市	1,453,000	H20.4.1	1,428,000	-1.7%	H23.4.1	17,136,000	2,100,864	12.26%	7,983,296	4.15	27,220,160
相模原市	1,088,000	H5.4.1	1,142,000	5.0%	H9.4.1	13,704,000	1,370,400	10%	5,558,114	3.10	20,632,514
静岡市	1,160,000	H15.4.1	1,250,000	7.8%	H19.4.1	15,000,000	0	0%	6,075,000	4.05	21,075,000
浜 松 市	1,160,000	H15.1.1	1,277,000	10.1%	H19.4.1	15,324,000	0	0%	5,344,245	4.185	20,668,245
名古屋市	1,494,000	H18.4.1	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	17,604,000	1,760,400	10%	6,794,410	2.95	26,158,810
京都市	1,300,000	H3.12.1	1,390,000	6.9%	H8.7.1	16,680,000	1,668,000	10%	6,765,130	3.10	25,113,130
大 阪 市	1,420,000	H23.1.1	1,669,000	17.5% 次	:期市長任期から	20,028,000	0	0%	8,211,480	4.10	28,239,480
堺 市	1,090,000	H4.4.1	1,190,000	9.2%	H9.4.1	14,280,000	1,428,000	10%	6,440,280	4.10	22,148,280
神戸市	1,250,000	S63.9.1	1,410,000	12.8%	H4.5.1	16,920,000	2,030,400	12%	7,674,912	4.05	26,625,312
岡山市	1,240,000	H8.4.1	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	13,920,000	417,600	3%	5,878,416	4.10	20,216,016
広島市	1,280,000	H6.4.1	1,310,000	2.3%	H8.1.1	15,720,000	471,600	3%	6,638,556	4.10	22,830,156
北九州市	1,340,000	H6.4.1	1,230,000	-8.2%	H27.4.1	14,760,000	442,800	3%	5,480,941	3.05	20,683,741
福岡市	1,350,000	H6.4.1	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	15,600,000	1,560,000	10%	6,327,100	3.10	23,487,100
熊本市	1,132,000	H24.4.1	1,186,000	4.8%	H27.4.1	14,232,000	0	0%	4,411,920	3.10	18,643,920
平均	1,258,737	_	1,300,632	3.3%	_	15,607,579	866,003		6,224,270	3.56	22,697,852
さいたま市	1,310,000	H16.7.1	1,243,000	-5.1%	H20.1.1	14,916,000	1,789,920	12%	6,142,159	3.10	22,848,079

く 参 考 >

埼玉県知事	1,440,000	H8.10.1	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	17,040,000	0	0%	6,382,900	3.10	23,422,900
-------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	---	----	-----------	------	------------

ζ -

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

<	副	市	长	>
	ШIJ	111	TK.	

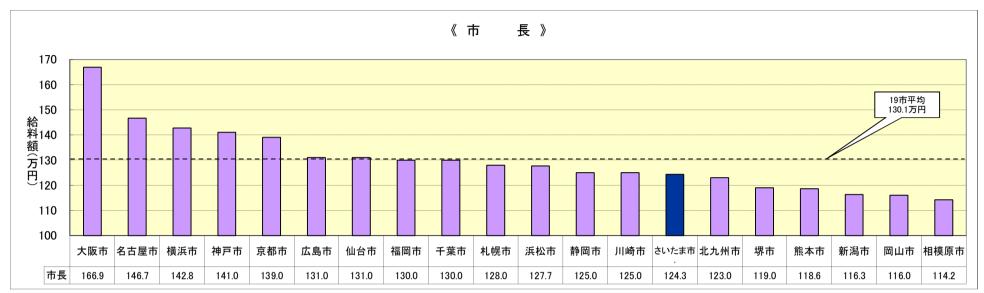
(単位:円)

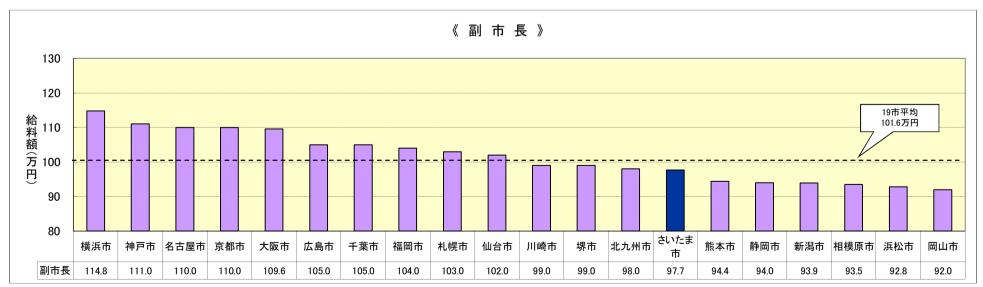
区分	改定	前		現行			4	年間:	支給額		(平位:17)
	給料月額	適用日	給料月額	改定率	適用日	給料	地域手当	域手当 率	期末手当	期末手当 支給月数	合計
札幌市	920,000	S63.10.1	1,030,000	12.0%	H4.12.1	12,360,000	370,800	3%	4,744,798	3.10	17,475,598
仙台市	1,030,000	H8.10.1	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	734,400	6%	4,579,698	2.95	17,554,098
新 潟 市	944,000	H16.4.1	939,000	-0.5%	H18.4.1	11,268,000	0	0%	3,493,080	3.10	14,761,080
千 葉 市	960,000	H18.7.1	1,050,000	9.4%	H27.7.1	12,600,000	0	0%	5,166,000	4.10	17,766,000
川崎市	1,060,000	H9.1.1	990,000	-6.6%	H19.4.1	11,880,000	1,425,600	12%	4,891,986	3.10	18,197,586
横浜市	1,168,000	H20.4.1	1,148,000	-1.7%	H23.4.1	13,776,000	1,688,928	2.26%	6,417,941	4.15	21,882,869
相模原市	891,000	H5.4.1	935,000	4.9%	H9.4.1	11,220,000	1,122,000	10%	4,550,645	3.10	16,892,645
静岡市			940,000		H15.4.1	11,280,000	0	0%	4,568,400	4.05	15,848,400
浜 松 市	931,000	H15.1.1	928,000	-0.3%	H19.4.1	11,136,000	0	0%	3,883,680	4.185	15,019,680
名古屋市	1,161,000	H19.4.1	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	13,200,000	1,320,000	10%	5,094,650	2.95	19,614,650
京都市	1,030,000	H3.12.1	1,100,000	6.8%	H8.7.1	13,200,000	1,320,000	10%	5,353,700	3.10	19,873,700
大 阪 市	1,130,000	H23.1.1	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	13,152,000	0	0%	5,392,320	4.10	18,544,320
堺市	900,000	H4.4.1	990,000	10.0%	H9.4.1	11,880,000	1,188,000	10%	5,357,880	4.10	18,425,880
神戸市	980,000	S63.9.1	1,110,000	13.3%	H4.5.1	13,320,000	1,598,400	12%	6,041,952	4.05	20,960,352
岡山市	990,000	H8.4.1	920,000	-7.1%	H21.8.1	11,040,000	331,200	3%	4,662,192	4.10	16,033,392
広島市	1,020,000	H6.4.1	1,050,000	2.9%	H8.1.1	12,600,000	378,000	3%	5,320,980	4.10	18,298,980
北九州市	1,060,000	H6.4.1	980,000	-7.5%	H27.4.1	11,760,000	352,800	3%	4,366,929	3.05	16,479,729
福岡市	1,080,000	H6.4.1	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	12,480,000	1,248,000	10%	5,061,680	3.10	18,789,680
熊本市	883,000	H24.4.1	944,000	6.9%	H27.4.1	11,328,000	0	0%	3,511,680	3.10	14,839,680
平均	1,007,667	_	1,016,316	0.9%	_	12,195,789	688,323		4,866,326	3.56	17,750,438
さいたま市	1,030,000	H16.7.1	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	1,406,880	12%	4,827,747	3.10	17,958,627

< 参 考 >

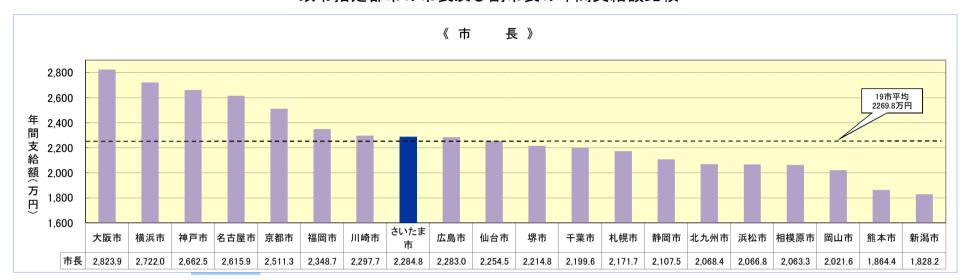
埼玉県副知事	1,150,000	H8.10.1	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	13,608,000	0 0%	5,097,330	3.10	18,705,330
--------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------	------------

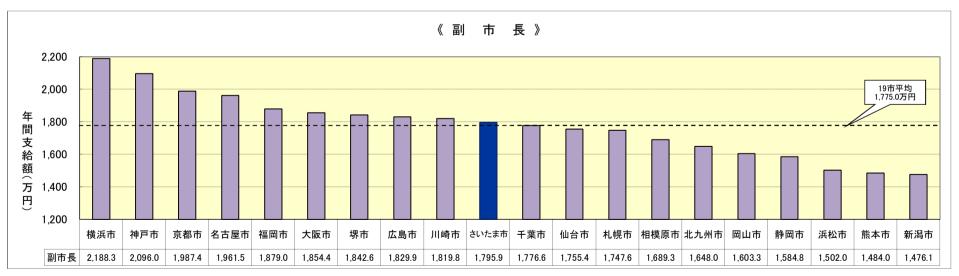
政令指定都市の市長及び副市長の給料額比較





政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較





-11-

政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

< 議 長 > (単位:円)

ト 硪 文 /									(単位:円 <u>)</u>
区人	改 定	前	現		行	年	間支	給	額
区 分	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	期末手当 支給月数	合計
札幌市	930,000	S63.10.1	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	4,674,800	3.10	17,154,800
仙 台 市	1,030,000	H8.10.1	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	4,363,050	2.95	16,603,050
新潟市	782,000	H16.4.1	778,000	-0.5%	H18.4.1	9,336,000	2,894,160	3.10	12,230,160
千葉市	980,000	H8.1.1	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4,575,600	4.10	15,735,600
川崎市	1,080,000	H9.1.1	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	4,629,850	3.10	16,989,850
横 浜 市	1,200,000	H7.12.1	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	5,871,420	4.15	20,019,420
相模原市	738,000	H3.12.1	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3,501,604	3.10	12,849,604
静岡市		_	824,000		H15.4.1	9,888,000	4,004,640	4.05	13,892,640
浜 松 市	824,000	H9.4.1	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	3,360,555	4.185	12,996,555
名古屋市	1,250,000	H9.7.1	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	5,506,375	3.10	20,206,375
京都市	1,050,000	H3.12.1	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	5,034,400	3.10	18,474,400
大 阪 市	1,200,000	H23.1.1	1,080,000	-10.0%	H27.4.30	12,960,000	5,119,200	3.95	18,079,200
堺市	900,000	H9.4.1	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4,674,000	4.10	16,074,000
神戸市	1,010,000	S63.9.1	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	5,540,400	4.05	19,220,400
岡山市	780,000	H4.4.1	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4,182,000	4.10	14,382,000
広島市	1,030,000	H6.4.1	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	5,215,200	4.10	17,935,200
北九州市	960,000	H2.4.1	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	4,737,412	3.05	17,817,412
福岡市	930,000	H2.4.1	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	4,764,700	3.10	17,484,700
熊本市	814,000	H24.4.1	818,000	0.5%	H27.4.1	9,816,000	3,042,960	3.10	12,858,960
平均	971,556		988,211	1.7%	_	11,858,526	4,510,122	3.56	16,368,649
さいたま市	1,030,000	H16.7.1	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	4,179,117	2.95	15,903,117
< 参 考 >									
埼玉県議長	1,160,000	H8.10.1	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	4,893,460	2.95	18,621,460
						_			

政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

<副議長> (単位・四)

i	ᄝᄼ		改 定	11 前	現		行	年	間支	給	額
	区分		議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	騰員報酬	期末手当	期末手当 支給月数	合計
札	幌	市	850,000	S63.10.1	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	4,270,250	3.10	15,670,250
仙	台	市	920,000	H8.10.1	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3,892,525	2.95	14,812,525
新	潟	市	704,000	H16.4.1	700,000	-0.6%	H18.4.1	8,400,000	2,604,000	3.10	11,004,00
千	葉	市	880,000	H8.1.1	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	4,132,800	4.10	14,212,80
Ш	崎	市	960,000	H9.1.1	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	4,135,400	3.10	15,175,40
横	浜	市	1,080,000	H7.12.1	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	5,283,780	4.15	18,015,78
相	模 原	市	672,000	Н3.12.1	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3,204,934	3.10	11,760,93
静	畄	市			735,000		H15.4.1	8,820,000	3,572,100	4.05	12,392,10
浜	松	市	735,000	H9.4.1	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	3,000,645	4.185	11,604,64
名	古 屋	市	1,100,000	H9.7.1	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	4,845,610	3.10	17,781,61
京	都	市	960,000	H3.12.1	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	4,629,850	3.10	16,989,85
大	阪	市	1,060,000	H23.1.1	960,000	-9.4%	H27.4.30	11,520,000	4,550,400	3.95	16,070,40
堺		市	750,000	H4.4.1	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4,182,000	4.10	14,382,00
神	戸	市	920,000	S63.9.1	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	5,054,400	4.05	17,534,40
岡	山	市	710,000	H4.4.1	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	3,788,400	4.10	13,028,40
広	島	市	910,000	H6.4.1	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4,575,600	4.10	15,735,60
北	九州	市	860,000	H2.4.1	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	4,259,325	3.05	16,019,32
福	畄	市	850,000	H2.4.1	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	4,360,150	3.10	16,000,15
熊	本	市	741,000	H24.4.1	744,000	0.4%	H27.4.1	8,928,000	2,767,680	3.10	11,695,68
平	达]	870,111		889,368	2.2%		10,672,421	4,058,413	3.56	14,730,83
さし	ヽたま	市	920,000	H16.7.1	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3,734,257	2.95	14,210,25

<u> </u>									
埼玉県副議長	1,030,000	H8.10.1	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	4,345,940	2.95	16,537,940

-13-

政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

(単位:円)

	以 只 	改定	Ĕ 前	現		行	年	間支	給	(单位: 円) 額
	☑ 分	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	期末手当 支給月数	合計
札	幌市	760,000	S63.10.1	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3,865,700	3.10	14,185,700
仙	台 市	850,000	H8.10.1	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3,593,100	2.95	13,673,100
新	潟 市	656,000	H16.4.1	653,000	-0.5%	H18.4.1	7,836,000	2,429,160	3.10	10,265,160
千	葉市	810,000	H8.1.1	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	3,788,400	4.10	13,028,400
Ш	崎 市	870,000	H9.1.1	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3,730,850	3.10	13,690,850
横	浜 市	970,000	H7.12.1	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4,745,940	4.15	16,181,940
相模	莫原 市	638,000	H3.12.1	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	3,011,650	3.10	11,051,650
静	岡市			663,000		H15.4.1	7,956,000	3,222,180	4.05	11,178,180
浜	松市	665,000	H9.4.1	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	2,711,880	4.185	10,487,880
名古	占屋市	1,010,000	H9.7.1	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	4,450,050	3.10	16,330,050
京	都市	890,000	H3.12.1	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	4,315,200	3.10	15,835,200
大	阪 市	970,000	H23.1.1	880,000	-9.3%	H27.4.30	10,560,000	4,171,200	3.95	14,731,200
堺	市	680,000	H4.4.1	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	3,837,600	4.10	13,197,600
神	戸市	820,000	S63.9.1	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4,519,800	4.05	15,679,800
岡	山市	660,000	H4.4.1	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	3,493,200	4.10	12,013,200
広	島市	840,000	H6.4.1	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4,231,200	4.10	14,551,200
北ナ	九州 市	770,000	H2.4.1	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3,824,700	3.05	14,384,700
福	岡市	770,000	H2.4.1	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3,955,600	3.10	14,515,600
熊	本 市	671,000	H24.4.1	674,000	0.4%	H27.4.1	8,088,000	2,507,280	3.10	10,595,280
平	均	794,444	_	812,158	2.2%	_	9,745,895	3,705,510	3.56	13,451,405
さい	たま市	850,000	H16.7.1	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3,451,942	2.95	13,135,942

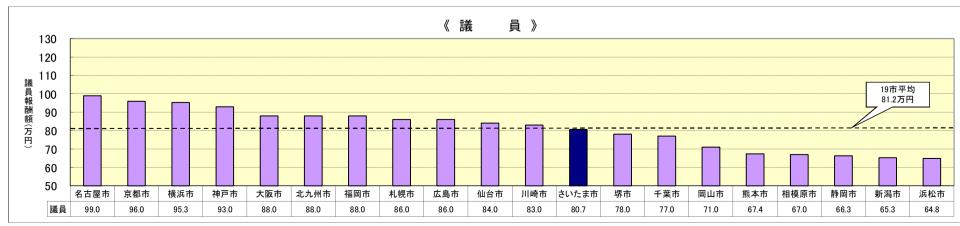
く 参 考 >

埼玉県議員 940,000 H8.10.1 927,000 -1.4% H18.4.1 11,124,000 3,965,242 2.95 15,089
--

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較







政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較







政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況(平成25年度普通会計決算額)

(単位:千円)

	Г					1						ı -						(単位:千	<u>円)</u>
	住民基本		歳	入								歳	出						
都市名	台帳人口(人) ① (H26.1.1現在)	歳入総額 ②		市税			歳出総額④		人 件	費			市長・	副市長・議員(詞	議長・副議長・議	員)の給料、報酬	等の年	F間支給総額	
	(日20.1.1-5%年)	成人総領 ②	市税 ③	歳入に占める割合 (③ ÷ ②)	順位	市民1人 当たり市税 (③÷①)	成山総領 生	支出額⑤	歳出に占める割合 (⑤ ÷ ④)	順位	市税に占める割合 (⑤ ÷ ③)	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計 ⑥	歳出に占める割合 (⑥ ÷ ④)	順位	市税に占める割合 (⑥ ÷ ③)	順位
札幌市	1,930,496	850,815,653	279,543,903	32.9%	16	145	840,973,691	95,309,200	11.3%	2	34.1%	8	73,170	956,304	1,029,474	0.12%	3	0.37%	6
仙台市	1,049,578	577,186,793	175,904,623	30.5%	19	168	539,894,283	62,610,763	11.6%	3	35.6%	11	75,208	756,090	831,298	0.15%	7	0.47%	13
新潟市	806,525	370,883,110	118,992,952	32.1%	18	148	365,485,326	51,246,809	14.0%	7	43.1%	18	61,850	570,940	632,790	0.17%	11	0.53%	15
千葉市	960,051	366,466,835	172,107,793	47.0%	4	179	363,314,502	55,188,348	15.2%	10	32.1%	4	74,945	699,900	774,845	0.21%	16	0.45%	11
川崎市	1,433,765	584,106,319	288,988,743	49.5%	1	202	579,458,416	91,277,293	15.8%	16	31.6%	3	76,561	815,340	891,901	0.15%	6	0.31%	4
横浜市	3,714,200	1,598,029,363	707,362,294	44.3%	6	190	1,558,218,510	191,374,989	12.3%	4	27.1%	1	113,273	1,382,506	1,495,779	0.10%	2	0.21%	1
相模原市	713,351	254,860,641	109,000,478	42.8%	8	153	246,416,620	41,303,686	16.8%	20	37.9%	13	70,075	536,865	606,940	0.25%	19	0.56%	16
静岡市	718,774	279,775,906	125,668,001	44.9%	5	175	269,506,052	43,084,745	16.0%	17	34.3%	9	52,209	534,711	586,920	0.22%	17	0.47%	12
浜 松 市	812,286	288,578,705	126,978,628	44.0%	7	156	280,152,448	44,093,495	15.7%	14	34.7%	10	65,728	486,068	551,796	0.20%	14	0.43%	9
名古屋市	2,254,891	1,033,032,796	488,237,152	47.3%	3	217	1,025,506,831	161,312,368	15.7%	13	33.0%	7	85,003	1,230,082	1,315,085	0.13%	4	0.27%	3
京都市	1,420,719	720,508,083	244,429,111	33.9%	15	172	712,639,776	110,337,620	15.5%	11	45.1%	19	83,630	1,081,966	1,165,596	0.16%	10	0.48%	14
大阪市	2,667,830	1,675,766,192	641,869,666	38.3%	11	241	1,650,402,155	209,069,688	12.7%	6	32.6%	6	88,572	1,401,808	1,490,380	0.09%	1	0.23%	2
堺市	849,107	340,345,277	131,058,924	38.5%	10	154	337,368,905	49,074,366	14.5%	9	37.4%	12	76,603	682,992	759,595	0.23%	18	0.58%	18
神戸市	1,553,789	744,324,619	270,593,575	36.4%	12	174	732,585,507	115,369,677	15.7%	15	42.6%	17	86,970	1,075,694	1,162,664	0.16%	9	0.43%	8
岡山市	704,572	274,090,531	110,008,252	40.1%	9	156	265,069,699	43,784,345	16.5%	19	39.8%	15	51,677	621,389	673,066	0.25%	20	0.61%	20
広島市	1,186,928	558,334,022	200,803,192	36.0%	13	169	551,537,075	78,523,726	14.2%	8	39.1%	14	76,901	796,322	873,223	0.16%	8	0.43%	10
北九州市	981,891	516,400,405	156,554,827	30.3%	20	159	511,684,055	63,952,887	12.5%	5	40.9%	16	75,018	870,994	946,012	0.18%	12	0.60%	19
福岡市	1,474,326	786,367,370	276,117,817	35.1%	14	187	773,632,590	74,956,845	9.7%	1	27.1%	2	78,816	892,496	971,312	0.13%	4	0.35%	5
熊本市	734,287	299,360,237	96,099,841	32.1%	17	131	294,385,551	45,926,628	15.6%	12	47.8%	20	45,035	503,823	548,858	0.19%	13	0.57%	17
平均	1,366,703	637,854,361	248,437,883	38.9%		182	626,222,736	85,673,551	13.7%		34.5%		74,276	836,647	910,923	0.15%		0.37%	
さいたま市	1,253,582	448,840,998	219,191,295	48.8%	2	175	433,500,182	70,674,322	16.3%	18	32.2%	5	75,726	791,998	867,724	0.20%	15	0.40%	7

[※] 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

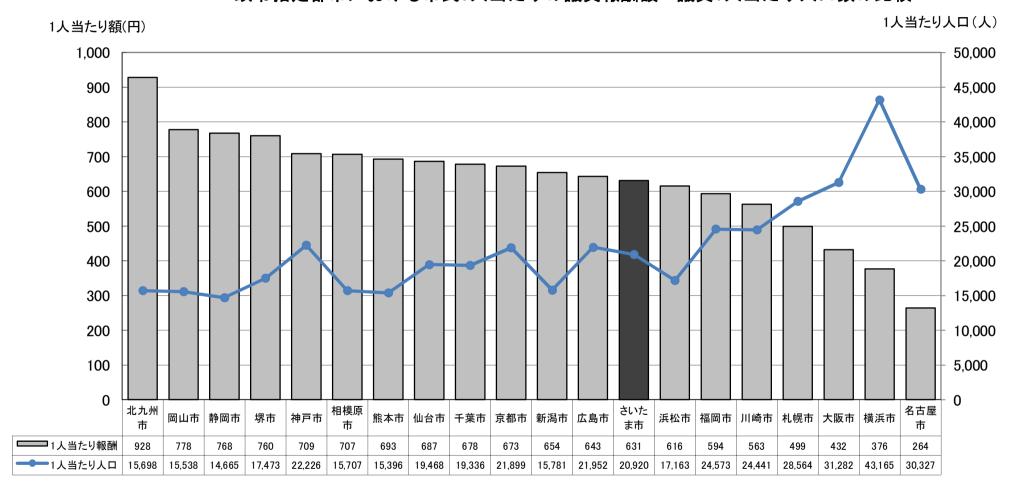
^{※ 「}人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

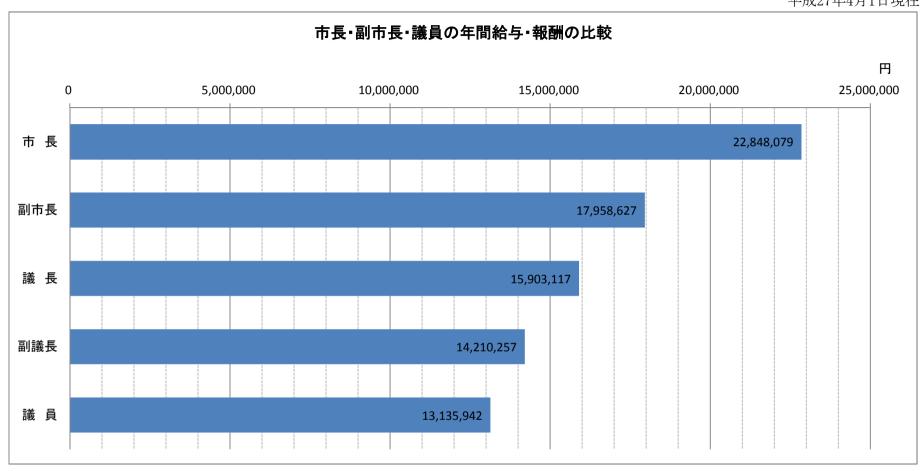
[※] 市長、副市長、議員の年間支給総額は25年度の条例定数に基づき算出。

政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

±zn	_	E7	推計人口(人)	 面積	石井豆の料	議員定	三数等 (人)	報酬年間総額(円)	市民1人 当たり額(円)	議員1人当たり人口(人)
(1)	市	名	(H27.4.1)	(km²)	行政区の数	条例	現員数	(減額後)	(報酬年間総額/人口)	
札	幌	市	1,942,356	1,121.26	10	68	68	969,081,250	499	28,564
仙	台	市	1,070,713	786.30	5	55	55	735,569,875	687	19,468
新	澙	市	804,852	726.45	8	51	51	526,227,000	654	15,781
千	葉	市	966,817	271.76	6	50	50	655,311,600	678	19,336
Ш	崎	市	1,466,444	144.35	7	60	60	826,234,550	563	24,441
横	浜	市	3,712,170	435.21	18	86	86	1,397,318,160	376	43,165
相机	莫原	東市	722,534	328.82	3	46	46	510,883,140	707	15,707
静	畄	市	703,937	1,411.90	3	48	48	540,481,020	768	14,665
浜	松	市	789,508	1,558.06	7	46	46	486,067,920	616	17,163
名言	5 厚	量市	2,274,511	326.44	16	75	75	600,000,000	264	30,327
京	都	市	1,467,219	827.90	11	67	67	987,292,250	673	21,899
大	阪	市	2,690,214	225.21	24	86	86	1,161,770,400	432	31,282
堺		市	838,683	149.81	7	48	48	637,545,600	760	17,473
神	戸	市	1,533,604	557.02	9	69	69	1,087,301,400	709	22,226
岡	山	市	714,750	789.92	4	46	46	555,991,200	778	15,538
広	島	市	1,185,408	906.53	8	54	54	762,307,200	643	21,952
北力	ኒ	州市	957,597	491.95	7	61	61	888,688,898	928	15,698
福	畄	市	1,523,537	343.38	7	62	62	904,420,850	594	24,573
熊	本	市	739,015	389.54	5	48	48	511,937,520	693	15,396
<u> </u>	<u> </u>	均	1,373,888	620.62	8.7	59.3	59.3	776,022,623	565	23,183
さい	た	ま市	1,255,198	217.43	10	60	60	791,998,040	631	20,920

政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額・議員1人当たり人口数の比較





単位:円

	給料•報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,916,000	1,789,920	実費支給	6,142,159	22,848,079
副市長	11,724,000	1,406,880	実費支給	4,827,747	17,958,627
議長	11,724,000	なし	なし	4,179,117	15,903,117
副議長	10,476,000	なし	なし	3,734,257	14,210,257
議員	9,684,000	なし	なし	3,451,942	13,135,942

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(平成26年度実績)

		札幌市	仙台市	新潟市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会 開催数	4	4	6	4	4	4	2	7	4	6	1	6	4	3	6	5	4	5	5	4.4	5
議	本会議日数	20	33	29	39	25	17	38	26	22	25	24	26	23	22	39	22	22	24	24	26.3	30
常任委員会	委員会数	6	5	4	5	5	8	5	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	7	5.7	6
員 会	開催日数 (延べ)	28	66	26	10	156	30	27	16	23	68	66	43	16	24	18	18	121	32	9	41.9	91
特別系	委員会数	3	6	4	2	_	6	5	4	4	6	_	3	4	3	4	4	_	3	2	3.3	8
特別委員会	開催日数 (延べ)	22	51	22	20	12	46	18	21	12	34	34	29	13	47	22	29	7	32	20	25.8	39
議会運営	開催日数 (延べ)	20	36	30	12	18	25	31	17	16	24	40	35	25	25	19	21	27	18	13	23.8	45
í	計	90	186	107	81	211	118	114	80	73	151	164	133	77	118	98	90	177	106	66	117.9	205

注1) 委員会数は、平成27年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市 予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

					(辛匹.口/
			平成24年	平成25年	平成26年
本	会 議	(a)	32	34	32
	総合政策委員会	(定数12人)	22	18	17
常	文教委員会	(定数12人)	17	15	12
	市民生活委員会	(定数12人)	23	15	16
任	保健福祉委員会	(定数12人)	21	24	17
委	まちづくり委員会	(定数12人)	20	12	12
員	予算委員会	(定数20人)	26	29	31
会	開催日数小計(延べ)	2	129	113	105
	平均開催日数	(b)	21.5	18.8	17.5
特別	開催日数		71	69	36
委	(特別委員会の数)		8	9	7
委員会	平均開催日数	©	8.9	7.7	5.1
	合 計	(@+b+©)	62.4	60.5	54.6

【参考】

	平成24年	平成25年	平成26年
議会運営委員会 (定数12人)	39	42	46

さいたま市の議案等審議件数(3ヵ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請願	合 計
平成24年	2月定例会	88	8	3	28	127
	5月臨時会	8	1	1	1	11
	6月定例会	18	2	5	19	44
	9月定例会	27	15	3	21	66
	12月定例会	59	7	0	21	87
	計	200	33	12	90	335
平成25年	2月定例会	69	4	2	22	97
	4月臨時会	2	5	0	7	14
	6月定例会	50	4	2	13	69
	9月定例会	33	6	0	13	52
	12月定例会	53	5	2	4	64
'	計	207	24	6	59	296
平成26年	2月定例会	97	5	4	7	113
	6月定例会	43	1	3	6	53
	9月定例会	40	6	1	6	53
	12月定例会	57	2	1	9	69
	計	237	14	9	28	288

- 注1) 平成24年2月定例会の請願には、平成23年12月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
- 注2) 平成24年5月臨時会の議員提出議案は、2月定例会で継続審査となった議案である。
- 注3) 平成24年5月臨時会の請願は、2月定例会で継続審査となった請願である。
- 注4) 平成24年6月定例会の請願には、2月定例会で継続審査となった請願4件を含む。
- 注5) 平成24年9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
- 注6) 平成24年12月定例会の市長提出議案には、平成24年9月定例会で継続審査となった議案4件を含む。 注7) 平成24年12月定例会の議員提出議案には、平成24年9月定例会で継続審査となった議案3件を含む。
- 注8) 平成24年12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。
- 注9) 平成25年2月定例会の請願には、平成24年12月定例会で継続審査となった請願7件を含む。
- 注10) 平成25年6月定例会の議員提出議案には、平成25年4月定例会で継続審査となった議案1件を含む。
- 注11) 平成25年6月定例会の請願には、2月定例会及び4月臨時会で継続審査となった請願10件を含む。
- 注12) 平成25年9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
- 注13) 平成25年12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
- 注14) 平成26年2月定例会の市長提出議案には、諮問となった1件を含む。
- 注15) 平成26年2月定例会の請願には、平成25年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
- 注16) 平成26年12月定例会の請願には、平成26年9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

平成 26年 議会運営状況

1. 定例会・臨時会の日程

区分		会	期		本会議日数
2月定例会	2月7日	~	3月20日	42日間	8日間
6月定例会	6月11日	~	7月11日	31日間	8日間
9月定例会	9月3日	~	10月17日	45日間	8日間
11月臨時会	11月12日			1日間	1日間
12月定例会	11月26日	~	12月19日	24日間	7日間
合 計				143日間	32日間

2. 議案・諮問審議結果

区 分	議 案 内 容 等	審議結り		件 数
	予算議案	原案可決	33件	
	了开磁木	承認	1件	
	条例議案	原案可決	40件	
	未 的 磁未	審議未了	1件	
2月定例会	一般議案	原案可決	12件	106件
2万足例云	则又 战术	同 意	9件	1001
	諮問	棄却すべき	1件	
	議員提出議案	原案可決	4件	
	誐貝 灰山 锇 未	否 決	1件	
	委員会提出議案	原案可決	4件	
	予算議案	原案可決	5件	
	条例議案	原案可決	20件	
	未 的 磁未	承認	1件	
6月定例会	一般議案	原案可決	11件	47件
	一双战米	同 意	6件	
	議員提出議案	原案可決	1件	
	委員会提出議案	原案可決	3件	
	予算議案	原案可決	6件	
	決算議案	認定	2件	
	人并 磁未	認定及び原案可決	2件	
	条例議案	原案可決	14件	
9月定例会	一般議案	原案可決	9件	47件
	沙球	同 意	7件	
	議員提出議案	原案可決	5件	
	誐貝 灰山 锇 未	否 決	1件	
	委員会提出議案	原案可決	1件	
11月臨時会	議案なし			0件
		原案可決	9件	
		承 認	1件	
	条例議案	原案可決	13件	
12月定例会	一般議案	原案可決	30件	60件
		同 意	4件	
	議員提出議案	原案可決	2件	
	委員会提出議案	原案可決	1件	
			計	260件

3. 請願審議結果

	<u> </u>							
区 分	件数		審査	結	果		備	考
2月定例会	7件	不採択				7件		
6月定例会	6件	不採択				6件		
9月定例会	6件	不採択				5件		
		継続審査				1件	※	
11月臨時会	0件							
		不採択				6件		
12月定例会	9件	継続審査				1件	※と同一請	願
		取り下げ				2件		
計	28件							

注1)2月定例会の請願には、平成25年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。 注2)12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

議員の活動内容

平成27年7月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(平成27年)※1月~7月・本会議14日・常任委員会51回・特別委員会27回・議会運営委員会21回

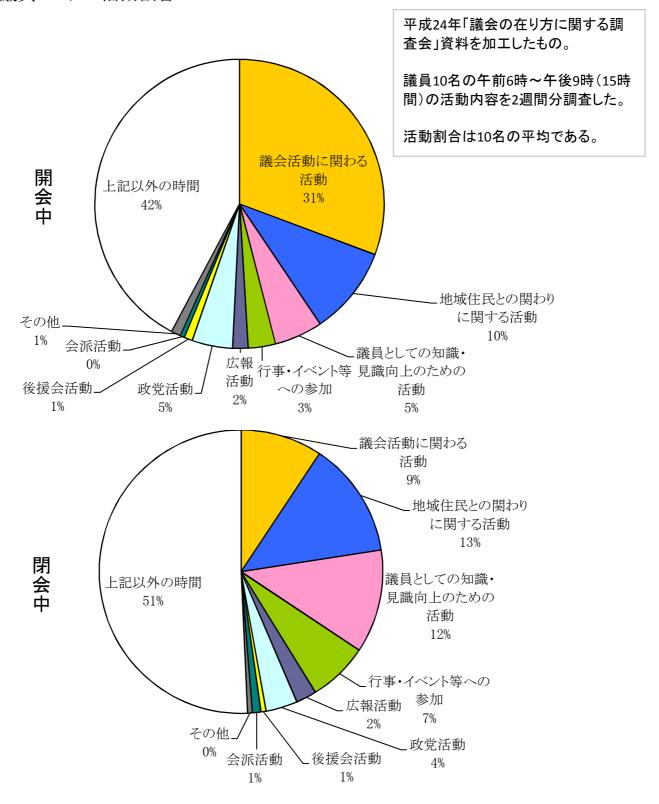
(2) その他の会議

- 議会広報編集委員会
- 各派代表者会議
- · 常任委員会正副委員長連絡会議
- 全員協議会 等
- 2. 正副議長の公務(平成27年1月~7月)

議 長 171日 566件 (内休日 48日 81件) 副議長 128日 343件 (内休日 27日 30件)

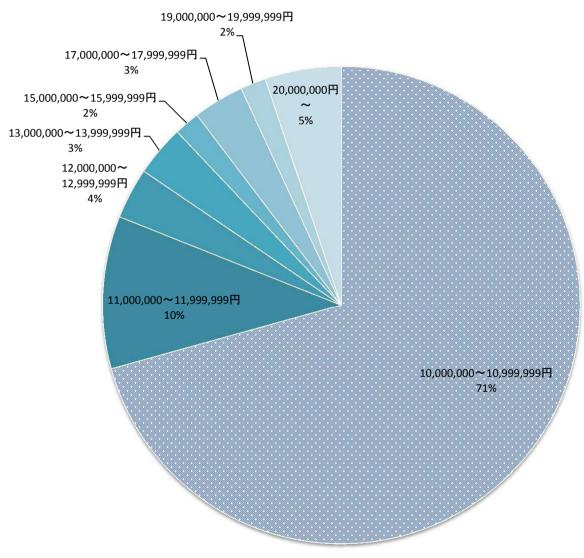
3. 議員活動 (議員の個人活動)

- 会派会議
- 会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- 議員連盟活動
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- 施策研究
- 市民相談 等



活動分類	具体的な内容
議会活動に関わる活動	本会議・委員会の準備や出席、会派会議
地域住民との関わりに関する活動	住民報告会、意見交換、要望の聴取
議員としての知識・見識向上のための活動	研修・勉強会の参加、現地調査
行事・イベント等への参加	市や団体主催のイベント来賓
広報活動	街頭演説、広報誌発行
政党活動	所属政党の活動
後援会活動	個人の後援会の活動
会派活動	会派の構成員としての活動
上記以外の時間	プライベート、仕事

さいたま市議会議員の所得分布



平成27年4月30日現在

所得額別の人数

所得額(円)	人数(人)
10,000,000~10,999,999円	41
11,000,000~11,999,999円	6
12,000,000~12,999,999円	2
13,000,000~13,999,999円	2
15,000,000~15,999,999円	1
17,000,000~17,999,999円	2
19,000,000~19,999,999円	1
20,000,000円~	3
合計	58

住民税の徴収方法

区分	人数(人)
特別徴収	41
普通徴収	17

年齢構成

. =: 113774									
年代	人数(内、特別徴収)								
25歳~34歳	3人 (3人)								
35歳~44歳	6人 (5人)								
45歳~54歳	16人 (14人)								
55歳~64歳	17人 (10人)								
65歳~	16人 (9人)								

地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

地域の自主性・自立性を高める ための改革推進の必要性



自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



地方議会の果たすべき 機能の更なる充実・強化

【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「専業化」
- 議員活動領域の拡大

住民の代表者として自主的・自立的に判断 その責任を住民に対して負う



- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



・議会の「監視機能」「調査機能」及 び「政策形成機能」を適切に発揮、 自主性・自立性・自律性を確保



【指定都市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる



指定都市の議員として

指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う



活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を 兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

地方議会議員の法的位置付けについて

【現行の地方議会議員制度の課題】



【法的位置付けに向けた動き】

◎現行法上の「議員の法的位置付け」

地方分権の進展 -

・住民自治の根幹となる地方議会への期待の高まり

・議会の「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」の強化・充実の要請



現行法令上、議員の職務・職責を明示する規定は無く、「議員報酬」「期末手当」「政務活動費」の支給・交付と議員活動との関係がどのように結び付けられるのか明確化されていない。



現行制度:議員の活動領域・活動環境は限定的に設定されている (法律上、議員の職務・職責は不明確)

現在の議員の位置付けは、次の点で議員活動の特性を反映していない。

- ① 議員は、首長と同じく直接選挙を経て、首長と対等・平等の関係に立つ議事機関(議会)を構成するが、その議員の活動に当たっての職務や職責が法令に明確に位置付けられていない。
- ② 議員に対する議員報酬、政務活動費などの公費支給と、議員の広範な活動実態との関係 性が明確化されていない。

(議員の活動は、一般的な公務とは異なり、「会期中」「議会内」といった時間的・場所 的に限定されるものではない。)





地方議会議員の法的位置付けの必要性

【参考】

- ・ 平成12年地方自治法改正による「政務調査費制度」の創設は、議員の調査研究活動を議員活動の一部と認め たものと解される。
- ・ 平成20年地方自治法改正により、議会活動の範囲の明確化と、非常勤職員報酬とは別に議員報酬に関する規 定が整備された。
- ・ 平成23年地方自治法改正により、「議員定数の法定上限の撤廃」「議決事件の範囲の拡大」が措置された。
- ・ 平成24年地方自治法改正により、『議会制度』に係る事項として「会期制度」「議長による臨時会の招集」 「百条調査に係る調査要件の厳格化」「本会議における公聴会の開催、参考人の招致」「政務活動費※」に関す る規定が、『議会と長との関係』に係る事項として「再議制度の見直し」「専決処分制度の見直し」に関する規 定が整備された。
 - ※「政務調査費」の名称を「政務活動費」に、その交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。あわせて、議長に対し使途の透明性の確保に努めることとする努力規定が設けられた。

◎地方議会議長会三団体:議員活動を法律上で明確化することを要望



◎「第28次地方制度調査会」答申(平成17年12月)

議員について・・・「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるとの 意見があるが・・・どのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように 考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。



◎平成20年地方自治法改正

「議会活動の範囲の明確化」及び「議員報酬」に係る規定を整備。 ただし、この改正は、議員活動の明確化の一部が実現したに過ぎない。



◎「第29次地方制度調査会」答申(平成21年6月)

(議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきとの意見について)今後の地方分権の 進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、・・・引き続き検討するこ とが必要である。



◎平成23年地方自治法改正

「議員定数の上限数」及び「議決事件の範囲」に係る規定を整備。 しかしながら、議員の職務・職責に関する法的位置付けは明確化されず。

◎平成24年地方自治法改正

議会制度(会期制度、議長による臨時会の招集、百条調査、公聴会・参考人制度、政務活動費など)及び議会と長との関係(再議制度及び専決処分制度の見直し)等に係る規定の整備がなされた。

ただし、議員の職務・職責に関する法的位置付けは未だ明確化されていない。

議員活動領域の拡大議員の「専業化」の傾向

市民に対する説明責任の必要性

地方議会議員の法的位置付けのイメージ

法律上に議員の職務・職責を明確化

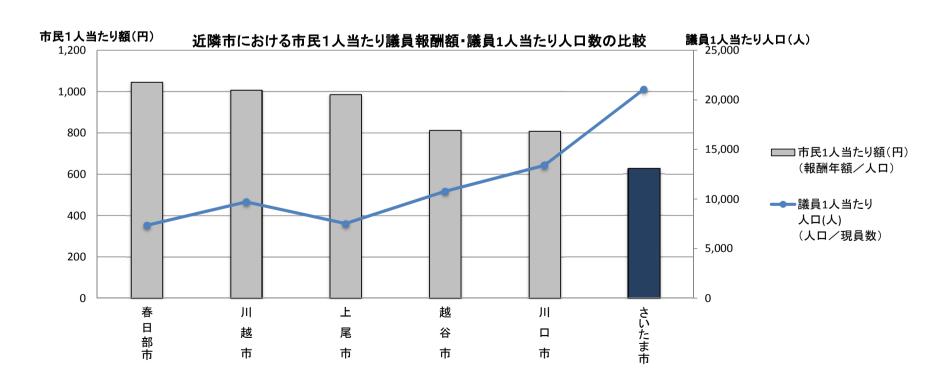
の

近隣市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

全国市議会議長会資料より

平成26年12月31日現在

±n + ₽	+#=□ □ (□)	議員定	数等(人)	幸	日子 日子 日子 日子 日本		#1 十 工 リ 体 宀 - +	報酬手当	市民1人当たり額	議員1人当たり
都市名	推計人口(人)	条例	現員数	議長	副議長	議員	期末手当算定式	年額(円) (現員数)	(円) (報酬年額/人口)	人口(人) (人口/現員数)
春日部市	234,831	32	32	537,000	478,000	450,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20 %) × 4.10 月	245,593,800	1,046	7,338
川越市	349,378	36	36	641,000	588,000	576,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20 %) × 4.10 月	352,155,960	1,008	9,705
上尾市	225,429	30	30	505,000	460,000	435,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20 %) × 4.10 月	222,413,400	987	7,514
越谷市	333,736	32	31	588,000	529,000	515,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20 %) × 4.10 月	271,599,840	814	10,766
川口市	589,205	45	44	728,000	664,000	621,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 45 %) × 3.70 月	477,086,010	810	13,391
さいたま市	1,242,615	60	59	977,000	873,000	807,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 45 %) × 2.95 月	778,862,098	627	21,061



消費者物価地域差指数(全国平均=100)

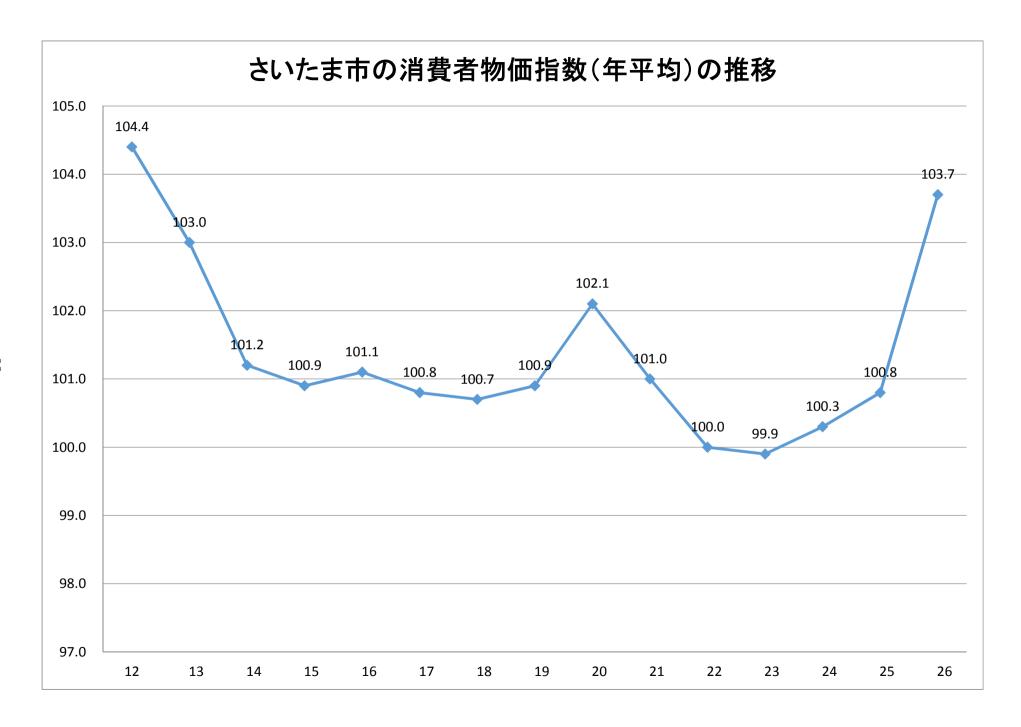
平成26年 (2014)

	:	地 域		持家の帰属家賃を除く総合	家賃を除く総合	食料
00000	全		玉	100.0	100.0	100.0
01100	札	幌	市	98. 7	99. 4	99. 5
04100	仙	台	市	98.4	98. 7	97. 4
15100	新	潟	市	99. 0	99. 1	99. 5
11100	さ	いた	ま市	103. 0	102. 3	102. 2
12100	千	葉	市	100.0	100. 0	100. 3
13100	東	京 都	区部	106. 1	103. 6	103. 9
14130	Ш	崎	市	105.0	102. 7	101. 7
14100	横	浜	市	104.8	103. 5	103. 5
22100	静	畄	市	99. 3	99. 4	99. 6
22130	浜	松	市	97.8	98. 2	98. 4
23100	名	古	量 市	99. 9	99. 9	100. 1
26100	京	都	市	101.3	101. 4	100. 9
27100	大	阪	市	101. 2	100. 7	100.6
27140	堺		市	100.6	100. 7	101. 7
28100	神	戸	市	101.3	101. 3	102. 4
33100	岡	山	市	99. 1	99. 7	101.8
34100	広	島	市	98. 5	98. 9	100. 7
40100	北	九,	州市	97. 1	97. 9	98. 3
40130	福	畄	市	97.7	98. 4	95. 7
43100	熊	本	市	98.9	99. 7	101. 2

注 1) 小売物価統計調査 (構造編) 「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

²⁾ 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

³⁾ 市の区域は、平成21年8月3日現在の区域による。



さいたま市の財政状況

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	政令指定都市 平均(単純) (H25)	20政令指定 都市中の順位 (H25)
財政力指数	0.972	0.995	1.016	1.033	1.035	1.015	0.995	0.97	0.97	0.84	3位
経常収支比率 (%)	84.9	84.2	86.1	88.3	89.9	90.2	92.3	92.8	94.5	94.6	9位
実質公債費比率(%)	12.2	12.1	8.3	7.9	7.2	6.1	5.4	5.4	5.5	11.1	3位
将来負担比率 (%)				60.6	55.7	47.7	43.1	34.1	25.7	128.3	2位
地方債残高 (百万円)	351,027	364,343	369,728	366,432	384,437	399,886	411,035	418,671	424,585	938,400	7位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	299	309	311	306	318	329	336	336	339	648	1位

- (注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。
- (注2)「政令指定都市平均(単純)」は、本市を除いた19市の平均数値である。

※ 財政力指数とは・・・・・ 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか、超えるほど財政力があるとみられる。

※ 経常収支比率とは・・・・ 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、 財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。

※ 実質公債費比率とは・・・・ 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を 超えると国への報告が必要となる。

※ 将来負担比率とは ・・・・・ 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を を超えると国への報告が必要となる。

地域手当の支給率の引上げについて

1. 地域手当について

地域手当とは、勤務地が全国に分布する、国家公務員の基本的な給与である俸給が全 国共通の俸給表に基づいて支給されていることに鑑み、個々の国家公務員が勤務する地 域における民間給与、物価等の**地域間格差を補正する**目的で措置されている手当です。

具体的には、全国共通の俸給表を民間賃金水準の低い水準に合わせて設計し、首都圏などの民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して地域手当を支給することにより、地域間格差を補正しています。(国においては、地域手当は一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職に対しても支給。)

地方公務員においても、給与制度は国に準じることを基本としておりますので、給料表を国と同水準にするとともに、地域ごとに国が定めた支給率と同率の地域手当を支給することにより、地域の民間給与等の水準に見合った給与を支給しております。(本市では一般職及び**常勤の特別職(市長・副市長等)**に対し地域手当を支給。)

2. 一般職の地域手当の引上げ

本年の人事委員会勧告において、平成28年度から実施する給与制度の総合的見直しにより、一般職の地域手当の支給率を国に準じて、現行の12%から15%へ段階的に引き上げるという勧告がなされました。今後、勧告を踏まえた支給率の引上げ改定が想定されるところです。

3. 市長・副市長の地域手当への影響

本市の常勤特別職の地域手当は、条例上「<u>一般職の職員の例による</u>」と規定されており、一般職の支給率の引上げ改定が行われた場合、市長・副市長の支給率も連動して引き上げられることとなります。特段の措置を講じない場合には、給料と地域手当を合わせた給与水準が上昇することとなります。

【さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抄)】

(地域手当及び通勤手当)

第5条 市長等の地域手当及び通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

● 常勤特別職の地域手当の算出方法

地域手当 = 給料月額 × 支給率

● 現行の給料月額における、地域手当の支給率の引上げの影響額 (単位:円)

		市長		副市長				
	 給料	地域手当	比較増減	給料	地域手当	比較増減		
現行 (12%)	1, 243, 000 (14, 916, 000)	149, 160 (1, 789, 920)	_	977, 000 (11, 724, 000)	117, 240 (1, 406, 880)			
制度 完成時 (15%)	1, 243, 000 (14, 916, 000)	186, 450 (2, 237, 400)	37, 290 (447, 480)	977, 000 (11, 724, 000)	146, 550 (1, 758, 600)	29, 310 (351, 720)		

[※] カッコ内は年額。

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

総務省「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性資料より 地域手当の支給地域一覧

3%						札幌市、前橋市、 富山市、金沢市、 福井市、長野市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、姫路市、 岡山市、北九州市、	新潟市、徳島市
%9					仙台市、宇都宮市、 川越市、川口市、 所沢市、越谷市、 柏市、甲府市、 静岡市、津市	高崎市、岐阜市、岡崎市、春日井市、 和歌山市、高松市	
10%				水戸市、市川市、 松戸市、横須賀市、 大津市、京都市、 堺市、枚方市、 東大阪市、尼崎市、 奈良市、広島市、 福岡市	四日市市		
12%			船橋市、吹田市	相模原市、 藤沢市、 豊中市、 神戸市			
15%			さいたま市、 八王子市、 名古屋市、 高槻市、西宮市	上			
16%		町田市、 大阪市	横浜川崎市、豊田市				
20%	特別区						
見直し後期行	18%	15%	12%	10%	%9	3%	非支給地

退職手当の支給割合について

1. 一般職の退職手当の引下げ

国家公務員の退職手当支給水準は、概ね5年毎に官民の退職給付を比較して官民均衡を図っており、直近では平成25年1月から、退職手当の段階的な引下げを行いました。 なお、引下げは一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職において も実施されています。

一方、地方公務員の退職手当については、国からの技術的助言を踏まえ、各地方公共 団体において、国に準じた必要な措置が講じられてきたところです。

なお、<u>本市の一般職は、国に準じて、平成25年度から段階的な引下げを行い、平成</u>27年4月1日付けで制度完成に至っています。

2. 他の政令市の動向

任期・職責が同等である他の政令市の特別職の状況については、現在、**20政令市中 8市**が一般職に準じた引下げを行っています。

● 特別職の退職手当の算出方法退職手当 = 給料月額 × 支給割合 × 勤続月数

● 一般職の退職手当の引下げの状況

期間	調整率
引下げ前	104/100
平成25年4月1日~平成26年3月31日	98/100
平成26年4月1日~平成27年3月31日	92/100
平成27年4月1日以降	87/100

[※] 支給水準を87/104に段階的に引下げ

● 政令市特別職の支給割合の状況

平成27年9月		市長		副市長			
平成27年9月	引下げ前	引下げ後	差	引下げ前	引下げ後	差	
引下げ済平均(8市)	62/100	52/100	▲10/100	43/100	36/100	▲ 7/100	
さいたま市	60/100			40/100			

^{※ 8}市:札幌市、新潟市、川崎市、横浜市、京都市、北九州市、福岡市、熊本市